

## 第2 調査結果（事例集）

### ＜本事例集の基本的な考え方＞

- 調査対象とした市町村は、人口 5 万人未満の過疎地域等に該当しており、地域公共交通を取り巻く環境は厳しい状況である。これら市町村は、このような状況にもかかわらず、地勢、人口動態、高齢化の状況、住民の居住地や市街地の分布、交通事業者の状況など、置かれている状況や地域公共交通を取り巻く背景なども踏まえて、有効と考える手段を選択し、また、状況に応じて見直しを図るなど、試行錯誤を繰り返しながら地域公共交通の確保・維持のための取組を実施している。
- 今回、調査結果で取り上げることとした市町村では、今あるサービスを見直して活用を図る取組や、新たなサービスを導入する際に効率的・効果的な手段を選定する取組などにより、地域公共交通の持続可能性に配慮しつつ、利便性の向上等を実現しているものがみられる。
- このような市町村における地域公共交通に関する課題へのアプローチの仕方については、その検討過程などの経緯の詳細をできるだけ分かりやすく明らかにするように取りまとめることで、当該市町村における取組の特徴を捉えることができるようになり、国土交通省や他の市町村が取組を検討する際の参考になると考えた。
- そこで、調査結果については、地域公共交通施策を担う国土交通省において地域公共交通の確保・維持を推進するためのデータとして参考となるよう、また、市町村を始めとした関係機関が今後の取組を検討する際にも参考となるよう、市町村の基礎情報（注1）も含めた形で、市町村が地域において苦心しつつ取組を行っている実態をできるだけ詳細に把握できるような事例集として取りまとめている。  
（注1） 地勢、人口動態、居住地や施設の分布、財政状況、市町村における地域公共交通施策に係る体制、バス・タクシー事業者数などを含む。
- なお、令和2年11月に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）が改正（注2）されているところ、地域公共交通の見直しを行っている市町村の取組の中には、改正法の下で進めることとされている取組を実施しているものもみられた。  
（注2） 地域公共交通ネットワークの形成といった従来の取組に加え、地域の多様な輸送資源の総動員による移動手段の確保や、利用者目線による既存サービス（路線、ダイヤ、運賃設定等）の改善等を推進。地方公共団体による地域公共交通計画の作成が努力義務化された。
- 本調査は法改正前の取組を把握したものであるが、改正が従前の取組に新たな取組を加える形のものであって、改正法の下でも引き続き地域公共交通ネットワークの形成に取り組むこととされていること、また、改正法の下で推進される取組を改正前から行っている市町村もあることから、法改正が行われた現状においても役立つものとなっている。

## <事例集の構成等>

- 事例集は市町村単位で作成している。
- 国土交通省の「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き 第2版」(令和3年3月国土交通省)では、地域公共交通サービスの確保・維持を実現するために必要となる事業内容を検討するに当たって、以下の5点を改善内容として挙げている。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 今ある地域公共交通のサービスの見直し<br/>今あるサービス内容を見直し、既存の交通事業者などに最大限の力を発揮してもらうこと</li><li>② 地域にあるその他の移動手段の活用<br/>地域が有する公共交通以外の移動手段(例えば、スクールバスや福祉バスなど)を有効に利用すること</li><li>③ 新たな地域公共交通サービスの導入<br/>新たなサービス導入に際しては、特定的手段ありきで検討を進めず、幾つかの代替案を列挙し、最も効率的・効果的な手段を選定すること</li><li>④ 乗降環境や待合環境の見直し<br/>快適で安全なバスの乗降環境や待合環境を整備すること</li><li>⑤ 利用促進策<br/>サービス内容の情報提供に加え、イベントや観光等と公共交通の利用を一体化するなど利用のきっかけづくりを行うこと</li></ul> |
|--|

(注) 各事項の説明は、上記手引に基づき、当省が付した。

本事例集では、最初に、取り上げる市町村の特徴的な取組のポイントが、上記5点の改善内容のうち、どれに当たるかとの整理により分類している。

- また、上記手引では、令和2年11月の法改正を踏まえて、改正法の下で進めることとされている取組(地域公共交通ネットワークの形成といった従来の取組に加え、地域の多様な輸送資源の総動員による移動手段の確保や、利用者目線による既存サービス(路線、ダイヤ、運賃設定等)の改善等)を挙げている。

本事例集では、次に、市町村の取組の詳細を紹介するに当たって、これら改正法の下で進めることとされている取組に該当するものを中心に5分類(①既存公共交通ネットワークの再編、②既存公共交通のダイヤ・運賃等のサービスの改善、③地域の輸送資源の総動員、④経費削減、⑤その他)に整理し、該当する関連分野ごとに取りまとめている(注3)。

(注3) 関連分野5分類の詳細は9頁参照

- さらに、改正法の下では、実効性確保のために、定量的な目標の設定や毎年度の評価などの仕組みが制度化され、定量的なデータに基づくPDCAの取組を強化することとされている。

調査対象とした地方公共団体の中には、交通手段の運行形態や、便数や運行ルート等の運行条件を見直すに当たっての基準をあらかじめ設定する取組があり、基準として利用者数や財政負担額などのデータを指標としている状況がみられた。

こうした見直し基準に基づき、交通手段の見直しを図ろうとしている例は、地方公共団体がPDCAの取組強化等を行う際の参考となると考えられることから、コラムとして取り上げている。